

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 牛等の移入の禁止の解除
土地改良事業の認可(五件)
保安林の指定予定
- ◇公安告示 遊技機の型式の認定
- ◇公 告 二級建築士試験等の実施
- ◇正 誤 昭和六十一年二月鳥取県告示第九十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百二十五号

昭和六十一年三月鳥取県告示第二百十七号(牛等の移入の禁止について)

は、廃止する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業(農村基盤総合整備事業旭(船越三反田水路)地区農業用排水)を昭和六十一年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業(農村総合整備モデル事業道祖神坂線地区農道整備)を昭和六十一年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業俣野（塚原水路）地区農業用排水）を昭和六十一年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業俣野（日南山水路）地区農業用排水）を昭和六十一年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業福岡（後ヶ谷農道）地区農道整備）を昭和六十一年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

境港市新屋町字寄合前三二六九の六地先・三二六九の七地先・麦垣町字川向前三三三三の一四地先・三三三三の一五地先・三三四五の二〇地先・三三四五の二一地先・三三四五の二二地先・三三四五の二五地先・字下灘二八九の一〇地先・小篠津町字御崎灘二五七の六地先・二六五の五地先・二六五の九地先・財ノ木町字中灘二三六の一二地先・二三六の一三地先・二三六の一四地先・字上灘一一の四地先・一一の一〇地先・一一の一九地先・佐斐神町字砂浜ノ三一九の二地先・一九の五地先・一九の六地先・一九の七地先・一九の一二地先・字砂浜ノ二八の一〇地先・一三の一二地先・一三の一四地先・一三の一七地先・字砂浜ノ一一の五地先・七の一五地先（以上二九筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町羽田井字屋敷一一五三（次の図に示す部分に限る。）
 一六八の八、一六八の一〇、一六八の一、一七一次一、一七五次一、一七六の二、一八一の二、一八二の二、一八四次一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに境港市役所及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字若荷谷字尾出見三四六の一六・三四六の一八から三四六の二〇まで・三四六の二九・三四六の三〇・三四六の三二・三四六の三九から三四六の四一まで・三四六の五一（以上一一筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字山茅谷一〇八一の一〇・一〇八一の一三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字大道一三六九の一〇・一三六九の三〇・一三

六九の四六（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山五七七の三・五七七の九（以上二筆について、

次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ヒレジ折橋一二六二の二七五から一二六二の二七七まで・一二六二の二八二・一二六二の二八四・一二六二の二八五・一二六二の三二二（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
	ミラクルスター	豊丸産業株式会社
	ニューバトルナイト	
	ニューミラクルスター	
	ハリヤーⅢ	

ばちこ遊技機	ハリヤーⅣ	スーパードロフトⅣ	スーパードロフトⅤ	パルンエース	パリエーション	エビス	インディアン	コンコルド一号	コンコルド二号	ロータリーエース	トロピカーナ七ST
株式会社大一商会			株式会社三共				株式会社竹屋		有限会社メーシー商会		

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、昭和61年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターが行う。

昭和61年3月11日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

昭和61年7月27日(日) 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

昭和61年9月28日(日) 午前11時30分から午後4時まで

2 試験地

(1) 学科の試験

鳥取市

(2) 設計製図の試験

鳥取市

3 受験申込手續

(1) 受付期間及び受付地

昭和61年4月21日(月)から25日(金)まで 鳥取市

昭和61年4月21日(月)及び22日(火) 米子市

(2) 受付時間

午前10時から午後4時まで

(3) 受験申込方法

4 受験申込書は、受付地に設ける受付場所に直接提出すること。
合格者の発表
昭和61年12月11日(木)頃

なお、学科の試験の合格者については、昭和61年9月11日(木)頃発表する。

5 その他

(1) 詳細については、受験要領を鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所及び鳥取県米子土木事務所並びに社団法人鳥取県建築士会において、昭和61年4月14日(月)から配布するので、参照すること。

(2) 設計製図の課題は、受験要領に掲載するほか、財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人鳥取県建築士会並びに学科の試験の試験場に掲示する。

五 臨 告

昭和六十一年二月鳥取県告示第九十九号(字の区域の変更について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	誤	正
一	桑園字上木前	桑園町字上木前
一	桑園字上	桑園町字上
二	桑園上	桑園町字上
二	三〇一〇一	三二〇〇一